

令和3年度第3回調布市バリアフリー推進協議会議事録

開会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第3回調布市バリアフリー推進協議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様には、本協議会におけるコロナ対策について、机上配付しておりますが、改めて感染防止対策としてマスクの着用をお願いいたします。

会議の時間につきましても、15時30分終了予定とさせていただきますので、予め御了承ください。

また、委員の皆様が質問される際には、マイクを席までお持ちしますが、マイクは使用の都度、消毒しましてから、次に質問される方にお渡ししますので、委員間でのマイクの受渡しはお控えくださいますようお願いいたします。

本日の出欠でございますが、身体障害者福祉協会のG委員と東京都都市整備局交通企画課のM委員におかれましては、欠席の旨、連絡いただいております。

また、京王電鉄バス株式会社のE委員の代理としてF様に、国土交通省関東運輸局のK委員の代理としてL様に御出席いただくとともに、当市福祉健康部長のNの代理として福祉健康部次長のOが出席しておりますので、報告いたします。

傍聴につきましては、先着順に10人まで受け付けることとしております。予め御承知おきください。

それでは、交通対策課長の坂本から、開会の御挨拶を申し上げます。

【事務局】

交通対策課の坂本です。本日は年度末のお忙しい中、第3回バリアフリー推進協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

昨年12月に開催した第2回バリアフリー推進協議会におきまして、素

案を示させていただいて、それについて御意見をいただきました。その後必要な修正を加えまして、今年の1月から2月にかけてパブリック・コメントを実施いたしました。本日はその結果について報告させていただき、御意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、「委員一覧」、「本協議会の要綱」、資料1として、本日机上配布しております「調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想（案）」に対するパブリック・コメントの概要、事前に郵送しております「資料2 パブリック・コメント手続における御意見を踏まえた反映事項」、「資料3 調布市バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～（案）」、「資料4 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～（案）」、「資料5 今後の進め方について」及び本日配布しました「席次表」でございます。

このほか、「調布市バリアフリー基本構想」と「調布市バリアフリー特定事業計画」の冊子を机上配付させていただいております。基本構想と特定事業計画の2冊につきましては、協議会終了後に回収させていただきますので、机上に置いたままをお願いいたします。以上の資料がお手元にお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

議題（1） 調布市バリアフリーマスタープラン・基本構想の策定について

【会長】

それでは早速、議事（1）「調布市バリアフリーマスタープラン・基本構想の策定について」に入ります。

議事の内容から、（1）については、「ア パブリック・コメントの概要」と「イ 意見を踏まえた反映事項」について、事務局から一括で説明をお願いします。

【事務局】

資料1をお手元に御準備ください。

調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想に対するパブリック・コメントの概要について説明します。

まず、パブリック・コメント手続の概要です。意見の募集期間は、令和4年1月20日（木）から令和4年2月18日（金）まででした。閲覧可能場所として市役所や神代出張所、各図書館や各公民館などの公共施設に配架しました。

意見の提出方法は、意見書に住所、氏名及び意見の内容を記載のうえ、交通対策課にメール、FAX、直接持参又は郵送です。さきほど紹介した公共施設に設置された意見提出BOXに提出する方法でも受け付けました。

意見を募集していることについては、市報1月20日号、2月5日号ほか市HPで周知しました。

このような形で募集したところ、19人の方から84件の意見が寄せられました。

それでは、寄せられた主な意見を説明します。2ページを御覧ください。分類ごとに、寄せられた主な意見を紹介します。

まず、バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～（案）に対しては、「マスタープランと基本構想を定めることによって、これまでの旧基本構想と何が変わるのかを記載してほしい」や「音響式信号機は、現在設置されていない箇所にも順次設置されていくのか」という意見が寄せられました。

続いて、バリアフリー基本構想【調布駅・布田駅・国領駅周辺地区】～地区別計画～（案）に対しては「布田駅から国領駅の間は線路跡地通路にポールがあり、通行スペースが狭く車椅子の方も通りにくいので対策を検討してほしい」との意見が、次のバリアフリー基本構想【飛田給駅周辺地区】～地区別計画～（案）に対しては「西部公民館周辺の「主要市道15号線」は歩道が狭く、電柱が通行の妨げになっているため、車道を通行せざるを得ない場合があり危険である」との意見が寄せられました。

続いて、バリアフリー基本構想【京王多摩川駅周辺地区】～地区別計画～（案）に対しては、「『京王多摩川駅は、ホームドアが設置されていない、ホ

ームと電車との間に隙間がある，エスカレーターが設置されていない』などの課題がある」という意見が提出されました。

次の計画全般に対しては、「京王バスの路線バスにおけるノンステップ化率が100%ではないので，記載の修正が必要」や「基本構想に掲載の道路特定事業の経路番号は何を指しているのかわからないので，説明を追加してほしい」，「盲導犬に関する対応を記載すべき」との意見が寄せられました。

最後に，その他として「バリアフリーの点検事項として，歩行者の視点で道路の危険箇所の洗い出しとその改善を優先的に実施すべき」や「国領駅周辺の鉄道敷地（線路跡地）の活用を検討してほしい」という意見が寄せられました。

続いて，資料2を御覧ください。先ほど説明した資料1を踏まえ，調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想（案）に反映した事項を示しています。

反映事項1つ目は，「マスタープランと基本構想を定めることによって，これまでの旧基本構想と何が変わるのか」との意見を踏まえて修正しました。

マスタープラン5ページ，基本構想5ページに示す策定の背景と目的について，変更前は，「改正バリアフリー法に基づき，地区設定や移動等円滑化の促進に関する事項について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と，令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。」としておりましたが，変更後の欄にオレンジ色で示すとおり，「改正バリアフリー法に基づき内容の見直しを行い，バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と，令和3年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。」と修正しました。

反映事項2つ目は，「総合福祉センターの特定事業内容で「施設移転に合わせ～」の表現が不適切である」との意見を踏まえて修正しました。基本構想51ページの総合福祉センターの特定事業内容について，変更前は，「施設移転に合わせ，高齢者，障害者等の多様な利用者の状況や共通の配慮事項を踏

まえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。」としておりましたが、変更後は「総合福祉センターの整備に関する検討と連携を図り、高齢者、障害者等の多様な利用者の状況や共通の配慮事項を踏まえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。」と修正しました。

反映事項3つ目は、「京王バスの路線バスは、ノンステップ化が100%ではない」との意見を踏まえ、京王電鉄バス株式会社に確認した上で修正しました。マスタープラン18ページの京王バスのノンステップバスの導入率について、変更前は調布営業所「100%」、府中営業所「99.2%」としておりましたが、変更後は調布営業所「91.5%」、府中営業所「97.8%」に修正し、その他台数等についても更新しました。

反映事項4つ目は、「基本構想に掲載の道路特定事業の経路番号は何を指しているのかわからない」との意見を踏まえ修正しました。基本構想の26, 84, 112ページに示すそれぞれ特定事業対象施設等一覧において、「道路特定事業に示す経路番号は○ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。」との記載を追加しました。

反映事項最後は、「盲導犬に関する対応を記載するべき」との意見を踏まえて修正しました。マスタープラン69ページの市全域で取り組む心のバリアフリーの促進に関する事項について、「公共施設や飲食店等においても、適切なサービスを提供できるよう施設設置・管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実等が求められます。」としておりましたが、変更後は「公共施設や飲食店等においても、身体障害者補助犬使用者の受入拒否を行わないなどの適切なサービスを提供できるよう施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実が求められます。」と修正しました。

また、基本構想128ページの市全域で取り組む教育啓発特定事業について、「市民や職員等を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施します（障害理解、適切な対応等）。」としておりましたが、変更後は「市民や職員、

従業員等を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施します（障害理解，適切な対応等）。」と修正しました。

それでは，資料 3，4 両方を御準備ください。

先ほど説明した資料 2 を踏まえ，調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想に反映した箇所を説明します。

まず，資料 3 マスタープランの 5 ページを御覧ください。

「マスタープランと基本構想を定めることによって，これまでの旧基本構想と何が変わるのか」との意見を踏まえ，黄色のマーカーで示すとおり，「改正バリアフリー法に基づき内容の見直しを行い，バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める「調布市バリアフリーマスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）と，令和 3 年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。」と修正しました。資料 4 の基本構想の 5 ページについても，同様に修正しています。

続いて，資料 3 マスタープランの 18 ページを御覧ください。「京王バスの路線バスは，ノンステップ化が 100%ではない」との意見を踏まえ，黄色のマーカーで示すとおり，調布営業所を「91.5%」，府中営業所を「97.8%」に修正し，その他台数等についても更新しました。

次に，資料 3 マスタープランの 69 ページを御覧ください。「盲導犬に関する対応を記載するべき」との意見を踏まえ，黄色のマーカーで示すとおり，「公共施設や飲食店等においても，身体障害者補助犬使用者の受入拒否を行わないなどの適切なサービスを提供できるよう施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について，職員，従業員等に教育するとともに，高齢者，障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実が求められます。」と修正しました。

続いて，資料 4 基本構想の 26 ページを御覧ください。「基本構想に掲載の道路特定事業の経路番号は何を指しているのかわからない」との意見を踏まえ，黄色のマーカーで示すとおり，「道路特定事業に示す①～④の番号は 19 ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。」との記載を追加しました。基本構想 84，112 ページについても，同様に修正してい

ます。

続いて、資料4基本構想の51ページを御覧ください。「総合福祉センターの特定事業内容で「施設移転に合わせ～」の表現が不適切である」との意見を踏まえ、黄色のマーカーで示すとおり、「総合福祉センターの整備に関する検討と連携を図り、高齢者、障害者等の多様な利用者の状況や共通の配慮事項を踏まえ、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行います。」と修正しました。

最後に、基本構想の128ページを御覧ください。「盲導犬に関する対応を記載すべき」との意見を踏まえ、黄色のマーカーで示すとおり、「市民や職員、従業員等を対象とした心のバリアフリーの教育・啓発を実施します（障害理解、適切な対応等）。」と修正しました。

説明は以上です。

【会長】

以上で事務局からの説明は終わりました。

続いて、質疑応答に移ります。御質問のある委員は、挙手をお願いします。

【H委員】

調布心身障害児・者親の会のHです。

パブリック・コメントに対する対応ということで、事前に配られていたのがこの資料2だけだったものですから、パブリック・コメントで寄せられた意見自体が少なかったのかなと思ったんですね。資料2では4項目について、それぞれ計画にこう反映すると書かれていますけど、今日この場で配付された、資料1でパブリック・コメントの内容を見ますと、かなり多岐にわたる詳細な意見が寄せられています。私は、今この場で読んだだけなので読み切れないんですけど、その中で、資料2の反映事項しか、なぜ対応しないのかが大きな疑問です。それ以外の意見に対しては、どのような判断でどういう対応をされるのかっていうことがとても気になりました。

特に、ざっと今見ただけですが、やはり総合福祉センターの整備、京王多摩川駅近くが有力ということで進められてることに対してたくさん意見が来ていて、京王多摩川駅自体のバリアフリーじゃない状況とか、バリアフリー

基本構想っていうものを定めているのに、非常にそれと離れた、それと相対するような場所に移転する計画があるっていうことを指摘されてる意見も結構あると思ったんですね。そういうことに対して、市としてはどうお答えするのかっていうのはちょっと見えないなと思いました。

もう1つは、パブリック・コメントで、やはり歩道の危険性とか歩きにくさについて、かなり具体的な例を挙げて書かれているところがあって、やはりそれに対して、市としては、こうやって市民が生活の実感を踏まえて寄せられている意見に対してどのようにこれを生かして対応しようとしているのか。構想のどこで書くのが難しいかもしれないですけど。結果として、なぜ資料2の4項目しか改正しないのかっていうことをお聞きしたいです。以上です。

【会長】

ありがとうございます。幾つか御意見をいただいた中に、たぶん一番、このたった1枚の紙切れと今日配布した八十数項目のパブリック・コメントの関係はどうあるのか。これが1つ質問として重要事項だと思います。

それから、総合福祉センターがいろいろ意見出てるけれど、どう扱うのかってということが2点目のお話だと思いますね。

3点目は、歩道など具体的に問題指摘をされているにもかかわらず、全体像の考え方だけは分かるけど、個別に対応しないとそれはできないんじゃないだろうかという御指摘だと思います。

以上3点ほど、事務局からお答えしていただければと思います。

【事務局】

事務局からお答えをさせていただきます。

今回いただいたパブリック・コメントにつきましては、19人の方から84件ということで。こちらにつきましては、いただいた御意見に対して、市の考え方として整理した上でお答えしていきたいというふうに考えております。

そういった中で、これだけの数なんですけど、修正箇所、今回お諮りするこちらの計画ですと、主にいただいた意見につきましては、先ほど委員から御

指摘があったように、具体の道路とか、具体的な事例といったものの中で、どちらかというとな計画を運用していく中での個別の御意見というようなところも多かったということもありますので、計画を策定した後、次年度、再度事業者の方とも特定事業計画を策定していくですとか、今後またこの計画のフォローアップ等も行っていく中で整備を図って参りたいと考えております。

また、総合福祉センターの移転に関しましては、御意見いただいているところではございますが、こちらにつきましては、今年の2月に総合福祉センターの整備に関する考え方ということで、こちらでもパブリック・コメントを行っておりますので、そちらで市の考え方を示させていただいておりますので、今回、こちらでは特に直接的に言うことではございませんので特にお示しはしておりませんし、計画もそれに関連するところは特にございませんので、修正等行ってないといったところになっております。

【会長】

ありがとうございます。Hさん、今3つお答えいただきましたけれども、もう一度確認しますと、1つ目の点については市の考え方を整理した上でお答えするという事だったと思いますけども。

それから総合福祉センターというのは、別のところにて既にパブ・コメをやっているの、そちらに依存するという事だと思っております。

それから3つ目が、具体的な場面での対応っていうのは、今後運用していく中で大卒調査など、具体的な問題については今後対応するという、そういう御回答をいただきました。それで、もし何かございましたらお願いします。

【H委員】

パブ・コメに対する、こういう意見に対しては市としてはこうですっていうのは、まだ発表はされてないんですか。これから発表されるっていうことでしょうか。

【事務局】

いただいたパブリック・コメントにつきましては整理をしまして、計画策定した後に、ホームページ等でそれについてお答えを公表させていただくと

いうことになっております。

【H委員】

それで、先ほど事務局のお考えとしてはそういうことかと分かったんですが、やはりそこに、市民に寄り添った親身な回答が欲しいんですね。形式的に検討するとかそういうことではなく、個別、具体的なことだったら、今後実際に改善につながるような対応が欲しいと思いますし。

総合福祉センターは、こちらにもこれだけ意見が寄せられるっていうのは、やはりバリアフリーマスタープラン、バリアフリー基本構想っていうものを考える委員会であればこそ、別のところでやってるからそっちにお任せですよっていうことではなく、この委員会に期待して市民は書いていると思うので、あまり他人事にならない対応があればと思います。以上です。

【会長】

どうもありがとうございます。パブ・コメをせっかくやっていますので、具体的に回答できるものとそうでないものがあると思うんですが、もう少し丁寧にその辺りをやる機会を次回ぐらいまでにはつくってくださいということになると思いますのでよろしくお願いします。

それから総合福祉センターについては、おそらく、福祉センターが別のところで決定するかどうかという判断がされてパブ・コメ出されていて、私の委員会としては、総合福祉センターについては決定したのであればそれに対してきちっと対応するという、そういう流れだろうと思いますね。決定していない段階でどうのこうのというのが、この協議会としては言いにくいというところもございますので、調布市の状況がはっきりした後、もし総合福祉センターの移転が決まったということが確定して、そして具体的にそちらの部署からバリアフリーの対応をしてくださいという形がちゃんと見えてきたら、その段階で対応するということでも遅くはないかなというふうに思いますので、そういう対応でこの協議会としては考えていきたいと思います。それでよろしいですか、調布市の方々は。

【事務局】

総合福祉センターの関係でいきますと、市の方針、その後、部会で検討を別でやることになっていきますので、その中で出てきた内容について、本協議会の中でも少し御紹介しながら、対応については福祉としてはやっていくということで考えておりますので、引き続きお願いできればと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。他に御意見ございますでしょうか。じゃあどうぞ。

【副会長】

資料3の青い方の62ページで、囲まれている部分、すいません。数字がちょっと消えているみたいなので。

【事務局】

140が正しいです。修正します。

【会長】

140センチで修正をお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

【D委員】

市民委員のDでございます。先ほどH委員の方からお話しいただいたことと少し重複してしまうと思うんですけども、パブリック・コメントを拝見しますと、ちょっと気になりました6ページ辺りにある先進性が感じられないところです。こちら、パブリック・コメントの中にはインクルーシブという言葉を使ってらっしゃる方もいらっしゃって。これから取り組んでいこうという計画案に、先進性がないというふうに感じられたというところは、少し重く受け止めた方がいいんであろうなというふうに読みました。

具体的にいきますと、資料3のほうですね。69ページのところで黄色いマーカーで示されている上のところに、心のバリアフリーの理解を深める努力が必要だというふうに書かれています。このパブリック・コメントの中の、心のバリアフリーっていうのって意識化していくっていうようなお話を

述べられている方がいらっしゃるようなんですけれども、後で別のところで、ちょっと今、参照ページ申しあげられないんですけれども、適切な対応をするってというような形で、この心のバリアフリーの教育、啓発のところ、書かれているところがあると思うんですが、私としては心のバリアフリーに対する理解を深める努力だけだと足りなくて、こちら側も理解して、具体的な行動とか実践っていう形につなげていくってというような形で。

この後、心のバリアフリーっていうことの審議ってというのが夏から始まると思うんですが、ほんと何ていうんですかね、先進性っていうのは大事ですけども、具体的に何をやっていったらいいのかっていうようなところとか、背中を押してあげるようなそんな形の表現、ここの部分ですと個別に言いますと、理解を深め行動する努力が必要とかそういうような表現に落とし込んでいったほうがいいんじゃないかなと、そんな印象を持ちました。以上です。

【会長】

ありがとうございます。69ページのちょうど中間ぐらいのところに、心のバリアフリーに対する理解を深める努力が必要だすっていうのを、理解を深め、そして行動することが必要だすとか、そういう形で改めたらどうかっていう御提案です。

おっしゃるとおりだろうと思います。心のバリアフリーについて、実は明日の国土交通省の会議でガイドラインを少し改定して、心のバリアフリーとは何ぞやっていうのを説明したんですね。それで簡単に一言で言えば、何ていうんですかね、心のバリアフリーは障害当事者の差別をしないというようなところが基本にあって、それは社会モデルなんだよというところがはっきりしておりますので、社会モデルの説明をしました。ケアフィット協会というところが割とそれをしっかり書いていて、そこを参考に少しこの辺りは、実は書いた方がいいだろうというところがありますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

それでこの部分については、2015年にたまたまわが家を片付けていたら、何ていうんですかね、衆議院の参考人に呼ばれていて、共生社会だったかそのようなことについてコメントをするようにということであったんです

が、それからもう7年たってきました、内閣官房で、やはりオリパラの時に新しい名前を作り始めてきて、それが心のバリアフリーなど、あるいは社会モデルなどに波及してっているという経緯があります。

そういう中での、ここのバリアフリーの促進のむしろハードだけじゃ駄目なので心も大事だと。だから国のほうは、ハードに対してソフト基準というのを作りましたよね。

ソフト基準というのは、皆さんちょっと御理解してないかもしれませんが、ハードで事業者が一生懸命整備する、例えば車いす対応のスロープを整備して、残念ながらそれは勾配がきつかったらなかなかうまく乗れないので、ハードでそういう形で作ったけど使い勝手が悪い、その場合にきちっと手助けをして乗り降りができるようにしようというのがソフト基準というんですね。そういうことも出てきたり。

それから鉄道事業者の方々には、明日の委員会で出る予定ですが、鉄道のチェックをしようという、診断をしようとかそういう流れもこれから国土交通省でやり始めますので、それも当事者参加なども含めてっていうことで。

だから時代が新しく変わってきたので、この心のバリアフリーの促進も、来年度は少しそういうことに合わせて書き換えていくっていう流れがどうしても必要だと思いますので、今日はほんのちょっとの変更で済ましておくぐらいでもいいかもしれませんが、本当はもっと根本的に変えないといけなところがこのエリアだと思います。どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

【I 委員】

調布市視覚障害者福祉協会のIと申します。まず初めに、申し訳ございませんが、この協議会でこの資料を合理的配慮していただけなかったことがとても残念かなと思っております。せめて、文書変えたところだけでもメールで送っていただきたかったかなと。バリアフリー推進協議会でバリアフリーになってないなっていうのが、まず、すいません、冒頭に個人的ですけれども申しあげます。

今、69ページのところで、盲導犬のことだけとありますが、私が意見を出したわけではございませんが、盲導犬に関しては心のバリアフリーっていうよりも、身体障害者補助犬法とか、差別解消法とか、道路交通法とか3つの法律を使って、私たち、犬と一緒に歩いているわけですので、従業員が心のバリアフリーとしてそれを受け止めるというよりも、もう法律で定められているっていうところを何か違う言葉で表現できないのかなっていうふうに思っております。

特にここでは、中に入って、飲食店より、正直言って今調布市では病院に犬を入れられないっていうところが出てきております。なので、ここまで書いてくださったんだったら病院も入れていただきたいかなっていうふうに思っております。以上です。

【会長】

ありがとうございます。おっしゃるとおり、合理的配慮に欠いていたというところがありますので、追加資料についてはメール等で先に送って、テキストファイルで送っていただいて読めるようにしておく。あるいはちょっと間に合わなくても、今メールしておけば、たぶんパソコンさえあればその場で読めるということもあると思いますので、そういう配慮が欠いていましたねっていう御指摘は、全くそのとおりだと思います。

それから、ここの心のバリアフリーのその後のさらにいろいろ書いてあるのは、道交法とかいろんな法律で既に規定していることなので、そのこととこの文章とがうまくマッチするように書き換えた方がいいでしょうという御意見だと思います。その方がよろしいかなと思いますので、ぜひそういう形にしていきたい。

心のバリアフリーの促進を少し何ていうんですかね、今回の地域におけるバリアフリー化促進の、全体の中でどう考えるかっていうところの考え方と既にいろいろ行われている法制度との関係を付けた上できちっと書いておかっていう、そういうところでしたかね。Iさん、どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ。

【J委員】

精神障害者家族会かささぎ会のJといいます。今日、私ここにおりまして、
どういう立ち位置で、意見とか何かを述べさせていただければいいのかとい
う、そういう思いでちょっと戸惑いはあったんですけども、先ほど会長の方
から、ハード、ソフトというようなそういうようなお話を伺って、そうだな
と。ここの、何ていうんですかね、お話し合いのベースっていうのがソフト
に軸足を置いた基本構想で、どういう気持ちで障害者に寄り添った形のそう
いった、何ていうんですかね、考え方をまとめていくかということだと思
うんですよね。その後のハードの方については、ソフトがしっかりしていれば、
市民が望むそういうようなバリアフリーの改善の方につながっていくんだろ
うな、こういうふうに思っています。

それで、何ていうんですかね、ここの席上についていうんですか、この会議
に、いろいろ障害団体のそれぞれの代表の立場の人たちが出てますけれども、
それはバリアフリーという切り口での、何ていうんですかね、構想に向けた
意見を言うものと、こういうふうに考えていいものなのか。それともこの中
に、実は総合福祉センターの移転の問題も入り込んでいると。だからその移
転の問題を除いて討論していけばいいのか、その辺りが非常にはっきりしな
い。つまり本来であれば、バリアフリーという切り口の中で総合福祉センタ
ーの移転問題、これを一緒にしての話し合いってのは、ちょっと私は無理が
あるんじゃないかなという気がしています。

調布市の精神障害者に対する施設としては、こころの健康支援センター。
これはほんとに、我々の会長が都の会合に行っても、「調布市は素晴らしいそ
ういう施設を造って、しかもそれをちゃんと利用者も増える。しかも最近
は発達障害の人たちも含めて受け入れる。非常に羨ましいですね。」という
ふうに、会長非常にそういう意味では胸を張って帰ってきているんですよね、
会合で。

つまりそういうような、16年前からずっと、調布市としては福祉に対す
るそういうような、非常に精神的な構想っていうものが底辺にあって、総合
福祉センターも古くはなりましたけども駅の真ん前にあるっていう、こうい
うところも、はっきり言って都内の他の市町村に誇れる施設なのではないか
なという気がしています。

それをバリアフリーというようなオブラートにと言うか包括的に含めて、移転問題もこの中で同じテーブルで話し合いするっていうのは、ちょっと私は違和感を覚えるっていうか、そういうあれがあるんですけども、その辺りは、なぜこのバリアフリーのマスタープランの中に移転問題も含めて入ってくるのかっていうのはちょっと。

これ、ソフトの面だったら、移転っていうのはあんまり基本的に考え方としては入ってこないはずのものが、片やハードの部分が入ってくる。その部分がこの基本構想の中に入れ込んでいるという意図がちょっとよく分からないんです。そこの辺り、もし我々がここに出席している意味も含めて、御説明いただければありがたいということなんですけど。

【会長】

ありがとうございます。今、どういう立ち位置でっていうことで、この基本構想の委員会の中で、福祉センターを議論すべきかどうかっていうそういうことだろうと思うんですが。

先ほど私が申しあげたのは、この基本構想ではあくまでも福祉センターの移転の話の決定権は全くないので、ここでは意見をしませんと私は申しあげました。ただし、決まったら全力投球でそこをどうするかを対応したいというふうに、私自身は会長としてそう思っています。

調布市としても、ちょっとそこをもうちょっと丁寧に説明していただいた方がよろしいかなと思います。

【事務局】

先ほども少しお伝えをしたかと思いますが、まずはバリアフリーの基本構想、マスタープランも含めての内容、会長であるA先生のお話にあったように、特にこの中で総合福祉センターの移転をどうこうってことでは当然それはないものだというのであります。

それで総合福祉センターの移転に関する内容については、先ほどもお伝えしたように、今後別の検討会といったものが立ち上がる予定でありますので、その中で具体的な内容については御議論いただいて、必要な内容については対応を図っていくっていうことで、それはもう市の中でもそういった方向で

決まってきておりますので。総合福祉センターの移転に関する内容についての御意見があれば、ぜひそちらの方で御意見をいただければと思っています。

その中で、京王多摩川駅周辺については今後重点整備地区っていうことで方向付けをさせていただいた上で、次年度、特定事業計画の検討をさらにやっていくということで方向性としては決まっておりますので、そこは別の案件とかへの御意見も踏まえて、次年度の特定事業計画、これは各事業者含めて問題になってくるかと思えます。そういったところで御議論をいただきながら、最終的なバリアフリーとしての計画については、そちらの中で定めていけるのかなと思っています。以上でございます。

【会長】

他に御意見いかがでしょうか。それでは、議論はこのくらいにさせていただいて、続いて、議事（２）「今後の進め方について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

議題（２） 今後の進め方について

【事務局】

資料５を御覧ください。今後の進め方について説明します。

令和２年度から令和３年度まで、「調布市バリアフリーマスタープラン」及び「調布市バリアフリー基本構想」の策定に向けた検討を行いました。次年度以降は、マスタープラン及び基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項（バリアフリー方針等）などについて、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していくとともに、本資料に示す推進体制・スケジュールを基本として、特定事業計画の作成や心のバリアフリーの推進に向けた検討を進めていきます。

「１ 推進体制と活動内容」について、次年度以降もこれまでと同様に、調布市バリアフリー推進協議会、市民部会、事業者部会、庁内連絡会にて、マスタープラン及び基本構想の実現に向けて検討していきます。

協議会では、マスタープラン及び基本構想の推進や特定事業計画の作成に関して協議・調整を行うことを主な活動内容とし、参加者の構成は市民、学

識経験者，商工関係者，福祉関係者，公共交通事業者，行政関係者等を想定しております。

また，基本構想に位置づけた特定事業を推進するため，施設設置管理者や行政関係者との調整を行い，特定事業計画を作成します。

さらに，マスタープランに定めた教育啓発・心のバリアフリーに関する配慮事項を踏まえ，更に具体的な配慮事項について意見交換を実施し，更なる充実を図るため，市民，学識経験者，商工関係者，福祉関係者，公共交通事業者，行政関係者等に御協力をいただきながら，心のバリアフリーに関する具体的な配慮事項について検討していきます。

資料の裏面を御覧ください。来年度の想定するスケジュールを記載しております。

5月頃に，マスタープラン・基本構想の周知や特定事業計画の作成依頼等を行うため，第1回事業者部会を開催する予定です。

続いて，7月頃に，心のバリアフリーに関する具体的な配慮事項の意見交換を行うため，第1回市民部会を開催する予定です。

第1回市民部会での意見を取りまとめることから，第2回市民部会を10月頃に予定しております。

その後12月頃に，第1回協議会と第2回事業者部会の同時開催を想定しており，特定事業計画に関する意見交換や心のバリアフリーに関する具体的な配慮事項の意見交換を行うことを考えています。

来年2月頃には，作成した特定事業計画に関する報告と次年度以降の進め方について協議するため，第2回協議会を開催する予定です。

説明は以上です。

【会長】

以上で説明は終わりました。

質疑応答に移りますので，御質問のある委員は，挙手をお願いします。

【H委員】

調布心身障害児・者親の会のHです。まず質問ですが，市民部会で主に上げるのが心のバリアフリーの推進に向けた検討っていうことで，なぜこ

れなのかっていうかっていうことと、心のバリアフリーといっても非常に幅広いのでどういう辺りかっていうことをお聞きしたいです。

もう1点は、事業者部会と市民部会の関係というのがいいのか、特定事業計画についてなんですが、いろんな事業者さんが、バリアフリー上指摘されたところから改善するというのをしてくださってるんですが、進め方で検討していただきたいことがあります。

一昨年でしたか、以前の計画で特定事業となって改善したところを見に行く、まちあるきがありました。市内の事業者さんの特定事業で、壁の色とエレベーター近くの独立した柱の色も白で一体化してしまい柱が見えにくく危ないという、たぶん数年前ぐらいに指摘した意見に対して、今回見てきたら、どっちも茶色に塗り替えられていたということがありました。

結局見えにくさは変わらないっていうことになって、何ていうか、意図が伝わらないっていうのはすごく残念で、しかも数年もたってから分かるっていうのは、何かこのバリアフリー推進協議会でやっている物事の進め方が果たして合っているのかって、大変疑問に思ったことがあるんですね。

その事例は、たまたまいろんなことが重なってそうなったってということなのかもしれないんですが、もう少し機動的に、あと市民と事業者は気軽に意見交換して、この会議ではもっぱら福祉団体の人が発言してるような感じになっちゃうんですけど、いや実はこういうことがよく分かんないんですとか、いいえ、それはこうですっていう、お互いの距離が縮まるようなやり方にはできないものだろうかといつも思っています。以上です。

【会長】

ありがとうございます。2点ほどありました。なぜ心のバリアフリーをやるんですかっていうことと、事業者部会だけで切り回しをしていくことが必ずしも適切ではないかもしれないという御意見でした。ここについて事務局はいかがでしょうか。

【事務局】

すいません、説明が足りなかったかもしれないんですけども、来年度の主な取り組みとしましては、今回、基本構想を策定ということになりました

ら、来年度は事業者の方で特定事業計画，それに基づいた事業計画を策定するという事。事業者部会というのは，主に事業者の方を集めて具体的な計画に落とし込んでいただくということが大きな柱の一つになっておりまして，こちらがハードの取組ということ。です。

もう1つ，市民部会は，先ほどD委員とI委員と会長からも御意見ありましたけれども，心のバリアフリーの取組につきまして，我々も国とも力を入れるというところもありますので，新たな試みというか，ちょっと力を入れていくという中で，市民目線からまず意見交換等させていただきまして。

昨年で言いますと，まちあるき等をやって，ハード面について行いましたように，市民部会の方から，市民目線である程度こういうようなものを配慮していただきたいというようなことを意見交換等させていただいて，取りまとめをして進めていけたらというその2本の柱で考えております。

また，事業者部会の方と特定事業計画等につきましても，こちらの予定ではあるんですけども，ちょうど11月から12月ぐらいの協議会と事業者部会につきましては，今考えておりますのは，合同で意見交換等を行えるような場を設けられたらなというふうに考えておりますので，その辺り工夫をしながら，御指摘のような形で工夫をしながら進めていけたらというふうに考えております。以上です。

【会長】

ありがとうございます。Hさん，ただいまの回答で納得できたでしょうか。じゃあ，ちょっと僕の方からも1つ説明をしたいと思いますが，おそらく，心のバリアフリーというのはSDGsって最近いわれていると思うんですが，これはミレニアムのSDGsの頃は2000年ごろに作られていて，それが取りこぼしたのが，実は今いわれているカーボンニュートラルとかいわゆる2050年までカーボンをできるだけ少なくするというようなことと，もう1点は，格差社会なんですね。格差社会と環境問題の2つが取りこぼしてるので，これをSDGsで回復をしないといけないという大きな流れが，たぶん福祉関係と環境関係であるんだろうと思うんですが。

そこで，格差社会はまさに，平たく言えば心のバリアフリーなんだけれど，

共生社会をいかに確立していくかっていうそこが重点課題として最も重要で、これはいろんなどで今使われていると思いますが、その柱を1つ立てたいというのが、たぶん心のバリアフリーだろうと。

それから事業者の部会っていうのは、たぶん特定のっていいですか、バリアフリーがハードから始まった部分があって、大半が今までハードで来た。ここ2～3年、ソフトが少しずつ入ってきていますけれども、そういう意味で、事業者が問題提起されたものが、ある期間でどこまで変えてもらっているかっていう、そのチェックに事業者部会っていうのが必要だということ。2つ出してきたんだらうと私は考えていますけれども。そうですかね。そこは役所はどうでしょうか。

【事務局】

はい、そのとおりです。

【会長】

Hさん、そういうことで、もし御意見さらにございましたら。

【H委員】

ありがとうございます。私もいろいろ不勉強で最新の状況っていうのをつかみ切れてないんですけど、やはり心のバリアフリーっていうことで、漠然と言われて解消されてしまうと、非常にもやもや感が残ってしまいます。実際には物理的なバリアーを改善してくれば解決すると思うんですね。さっきパブ・コメにも出てきた、そういう不便な歩道がいつまでたっても直されないっていうところも、それはハードも問題だけど、その根底にはそれでよしとする市の姿勢があるっていうことなんで。

心のバリアフリーをもしやるのであれば、もっとそのラインをどうやるのか。今、A先生のお話を伺って、私は全然SDGsのことと結び付けて考えていなかったなと思ったので、むしろそういう誰も取り残さないっていうようなことというんだったら、ちょっと元に戻ってしまうけれど、本来はバリアフリーマスタープランに、そのことも含めた提言をしていくのが筋だったらうなと思います。さっき先進性が感じられないっていう話ありましたけ

ど、やっぱりそういうことがないから、旧態依然と、とにかく心のバリアフリーって言ってるみたいになっちゃうのかなと思うので。

やはり市民部会で心のバリアフリーをやるんだったら、これって以前から、繰り返しこういうことっていろんな部会とかいろんなところでやられているし、一定の知見っていうのがあるんですね。だけど今やる意味としては、今、調布でやるとしたら特にここに力を入れるとか、調布の見解が遅れているのであれば、最新の考え方はこうだっというのをに入れて具体化していくとか、もっと練ってほしいと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。もっとハードについては、結構道路が、そのまま問題がずっと継続しているじゃないかっていう御指摘は、たぶんそのとおりだと思うんですね。それを、まずハード面をきちっと改善するということがとても重要で、ハードが改善できないから心のバリアフリーでやるってのは基本的に間違いですので、まったく違うアプローチだっという理解をしといた方がいいと思うんですね。

それが1つですので、ぜひ役所のほうで、今までできてなかったところをどうしたらできるかっていうことを、むしろできないんだったらできないなりの、これができてないっていうことを出しちゃった方がすっきりしますよね。そういう努力をしてくださいということがHさんからの言葉だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

他にいかがですか。どうぞ。

【C委員】

市民委員のCです。今までも多くの方が御意見出していらっしゃるように、やっぱり心のバリアフリーという定義が共通のものではないっていうことが、まず問題かなとやっぱり思います。

この冊子も、心のバリアフリーっていうのがいっぱい出てくるんですけども、その都度ちょっと表現が違っていて、例えば青い冊子の33ページに、ソフトのバリアフリー方針ってあるんですけど、一番下のところですね。ソフトのバリアフリー方針で、最初にもうバリアフリー化を進めるためには、

事業者，市民，高齢者，障害者等に対する理解と協力，すなわち心のバリアフリーとかって書いてあるんですね，ここには。じゃあ，心のバリアフリーって理解と協力をみんなですることなんだっていうふうに捉えられて，一方では，もうまた違うことを言っているっていうふうになっているので。やっぱり心のバリアフリーっていうことのきちんとした共通の理解を，まずしないといけないということと。

あとは，調布市は，先ほどもあったようにバリアフリーに関して，福祉に関してはすごく進んでいるというふうに他の地域の方からは確かによく言われます。ただ，それは24年でしたか，このバリアフリーの基本構想ができた時にはたぶん最新だったかもしれませんが，それにあぐらをかいていると，先ほどのSDGsの問題のように，心のバリアフリー，バリアフリーっていうふうに言っていることが，果たして最新のいい調布市であるっていうことにつながるのかっていうことが，やっぱりたぶん懸念します。

あとは，先ほども事業者とのここで話し合われたことの末端まで行くまでの間，それからそれが実際に実施されて，結果がこうというのが出てくる間のスパンがすごく長いということは，市民委員として参加させていただいて，まちあるきなんかもした上で感じたことです。というのは，ここで話し合われたことが結果的に出てくるのが，先ほどもあったように，もう何年たっても改善されないこともあるということにつながるということは，やはり，各2本の柱でさっき進めるというふうにおっしゃってたんですけど，2本の柱でも横の棒がないと倒れますよね。横のつながりがやっぱりもっと必要だと思います。各部会がやっても，各部会の意見だけで横のつながりがないと，せっかくそのようにいろんなところでいろんな方向から話し合われたことが，最終的に結果として出ないっていうことが一番問題かなと思うので。

やっぱり市民は役所に対しては，「横のつながりないよね」っていうのが，もう最終的に出てきてしまう言葉なので，そこを改善していったら，各部署で話し合っていることが結果として調布市のバリアフリー推進につながると思いますし，この会はそういう会であってほしいなというふうに感じます。

そういった面でいうと，最終的にこの冊子がどんどんどんどん，24年のこの1冊，特定事業の計画からもう25年に増えてますけども，どんどんど

んどん厚みを増していくということは、市民はここまで厚いと目を通しませんよね。通さないんです。字が大きくなっても、こんだけあるともう途中でやめます。

各内容に関して言うと、言い回しはやっぱり平たく言うとかどい、分かりにくいんです。もう1行目、2行目読んでって3行目行ったときには何だっけって、また戻らないといけないんですよね。こういうことであると、やっぱり事業者側も、こりゃどうしたんだっけって見たときに、どこを見ればいいのかどれが正しいのかということが分からない。

必要な大切な部分が小さくなっていて、丸なんだか三角なんだかっていう、見れば分かるようなところが拡大されている。これはそもそも、もうSDGsの問題じゃあって感じなんで。紙の無駄ですよ。この必要じゃない大きい図とかはもっと小さくすればいいし、もっと広めたい細かいこの数字の設定、具体例なんかもっと大きくしたほうが見やすい。

それから赤い冊子の方、資料4の、例えば、16ページ、17ページのところです。ざっと表になってるんですが、この種別の欄ですよ。種別の欄に、二重丸と二重丸と新っていうふうに書いてあります。これって種別でせっかく米印で説明するんだったら、これ全部二重丸である必要ないんですよ。二重丸と新って書いてあるのか二重丸だけなのかって一見したら分からないので、もう簡単に二重丸と新とそれぞれの種別にすればいいという。こういうちっちゃいことなんですけれども、やってほしい見てほしいということなんであれば、こういうことからちょっと改善していただかないと、やっぱり結果として出てこないっていうのはこういうことなんじゃないかなというふうに思いました。長くなりましたけれども以上です。

【会長】

ありがとうございます。こんな厚いと市民読まないよ。もっとちゃんと分かりやすく書いてくださいよ。これは一つの真理だと思います。大事なことです。

それからもう1つ大事なことは、なぜこんだけ厚いものを作るかっていうと、調布市の職員が読む。そして道路部門だとかあるいは事業者が読む。こ

れは正確を期さないといけないので、丸と丸新というのは、法律の立て付けの状況でそうなったろうと思います。

だからこの1冊で全てをやろうというのが基本的に間違いで、市民に読んでもらいたいものと、やはり事業者とか専門家に読んでもらうものと分ける必要があるなっているのが、ただ今の御指摘だろうと思います。どうもありがとうございました。

先ほどもう一つ、心のバリアフリーは定義がないとおっしゃったんですが、今回最初の行に、心のバリアフリーとはっていうのを2行で書いてあるんですが、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、心のバリアフリーを推進することが必要だと。ただ、心のバリアフリーをそこで理解するもの、まだ細かいこといっぱい書いてあるんですが。大事なことは、個人モデルと社会モデルを理解することがまず必要で、個人モデルいわゆる障害モデルと社会モデルってのは、基本的に障害者自身が悪いのではなくて、環境が問題だから障害者がバリアーとなって生活ができなかったりいろいろ支障が起こるっていう。

ここの個人モデルと社会モデルをちゃんと理解することを市民に理解していただく、あるいは行政内部でも理解していただく、事業者にも理解していただく。これが心のバリアフリーなんですね。ここのところが基本的にちゃんと書かれていないので、だから定義が分かんない。

だから定義をちゃんと書くためには、共生社会と心のバリアフリーと社会モデル。それから、社会モデルと個人モデルの関係をちゃんと付けて理解していただくっていうことはとても大事だと思いますので、来年度、心のバリアフリーをやる場合には、その辺りの何をどのように変わってほしいのかをちゃんと書いておく必要があると。一般市民の人の心の中の問題も実はバリアーなんですね。このバリアーを取り除くのかそれともそうじゃないのか、その辺のところをしっかりと書いとかなないと、「心のバリアフリーって何？」となっちゃいますので、次回まで、そういうことを始める前に整理したらよろしいと思います。どうも、Cさんありがとうございました。

だいぶ時間がたってきましたけれども、このくらいでよろしいですか。どうぞ。

【J 委員】

資料5の裏側の来年度のスケジュールのところなんですけれども、こちらの方に事業者部会、それからこれが5月とそれから12月にあると。それから市民部会、これも7月と10月にある。こういう形でスケジュールが出ますけれども。

基本的に例えば、また私も申し訳ございません、総合福祉センターの方にこだわっているんですが、あれの解体のスケジュールとかこういったものも当然ながらあるでしょうし、そうなってくると事業者の方も、ある程度ゴールはいつまでにこれをまとめるとか。先ほど市役所の方から、まだ何も決まってませんというお話なんだけれども、今年度はどのレベルまでの進捗を、市として意識して進めていこうとされてるのか。その辺りが、このスケジュールは分かるんですけども、どこまで終わりを見据えて、今年度3月末にはこういう形にしたいと、問題は次年度以降にこの部分は未解決のまま持ち越すけど、ここを次年度皆さんと話し合いをしたいという形のスケジュールを、ちょっともし今お持ちであれば教えていただければと、こういうことなんですけど。

【事務局】

今年度はこの赤い冊子と青い冊子を皆さんから本日御意見いただきましたので、それらを踏まえて必要な修正を加えた上で、先ほどありましたけれども、市に対して来たパブリック・コメントに対する市の考え方を整理した上で来年度早々に策定したいと考えています。

その後、こちらにあるように来年度は、この基本構想に基づいて特定事業計画を事業者の方に作っていただくこと。それを1年かけてやって、来年度の末ですね。2月に特定事業に関する報告をした上で、これを各事業者からいただいたものを取りまとめて市で公表していくというような形になります。それに並行して、心のバリアフリーについて市民部会で検討していただくと、そういうスケジュールになります。

【J 委員】

ということは、事業者の方がそれぞれ意図しているこういう計画で自分た

ちは考えていたけどいかがでしょうと。

【会長】

事業者が意図しているんじゃないくて、役所としてこれをやってくださいという計画が特定事業計画で、そしてそれを具体化するのが事業者の方だったり、道路部門だったり警察だったり道路の特定事業、交通の特定事業と幾つも分かれているんですね。

例えば鉄道だと、バリアフリーがやられていないところをちゃんと計画を立てて、何年までにやりましょうというのが特定事業計画で、かなり鉄道は終わっていると思いますので、むしろ道路とかあるいは信号とか建築物だとかそういうところ。

【事務局】

例えば道路とかにつきましても、予算に伴って実施する事業になりますので、令和12年度までの中でどういうスケジュールで実施していくのかを来年度決めていくという形で。民間の施設をお持ちの方も、民間施設で、改修とかそういったものに合わせてこういうのを実施していくという、そういうスケジュールを作っていただくという形で考えております

【J委員】

すいません、どうしてもやっぱり総合福祉センターにこだわってしまうんですけど。

【会長】

それは無関係で考えていいかと。

【J委員】

無関係なんですね。そこは、ここも来年の3月末までにどうこう青写真を作るとかそういうあれではないというふうに考えてよろしいですか。

【事務局】

はい。この会議の中で作るということはないってということですね。

【J 委員】

別の会議ではあり得るかもしれないのか。

【事務局】

それは別のセクションの検討会，今後開催されるというふうに私どもも聞いていますので，その会議の中で議論されることだというふうに考えています。

【会長】

ただ，ここに京王多摩川駅周辺地区のバリアフリー基本構想がございいますので，ここは事業計画を立てるかどうかが微妙かもしれませんが，そういう対象の範囲に入りますよね。

【事務局】

そのとおりですね。

【会長】

一応，多摩川周辺の公共交通，道路，交通安全の特定事業は，全部これから立てる可能性を持っていますよね。ですからここは移転するしないにかかわらず，特定事業は計画を立てて相談してやっていくというそういう流れですよね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【会長】

どうもありがとうございます。たぶんJさんが少し混乱しているのもあると思うんですが，ここに多摩川地区の話については，私もかつて世田谷で道造りをやったら，道路の154号線が突き抜けるプログラムなのかそれともバリアフリーなのか混同して，住民の方がたくさん集まってこられたのを記憶しています。

どうもそこは役所がきちっと説明して，役割は，今回このバリアフリーのセクションは道路の段差解消だとか，あるいは鉄道駅の対応方法だとかそ

ことを考える場であって、移転そのものは別なんだっていうことをきちっと説明ができるといいですね。決まっても決まらなくても、今回は京王多摩川のバリアフリーのことは、我々はやることにはなっているんですね。そこがどうも移転とごちゃごちゃになっちゃっている状況があって。移転はいったん置きといてっていうそういうことなんですよね。

そういう意味で、ちょっと説明をちゃんとしておかないと分かりにくいと思いますので、そういったことも併せて皆さんに説明していただくと、パブリック・コメントもその部分があんまりいただいても我々には役に立たなくて、むしろ他の部署にお渡しした方がいいものだろうと思いますので、その辺りはちゃんと説明ができなかったように思います。

それでは、その他にいきたいと思います。その他、お願いしたいと思います。

閉会

【事務局】

調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想につきましては、先ほど御案内のとおり、4月ごろに策定・公表の予定でございます。

委員の皆様におかれましては、昨年度から計画策定に向け、貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

以上でございます。

【会長】

委員の皆様におかれましては、スムーズな進行に御協力いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第3回調布市バリアフリー推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上